

意見書

平成23年11月30日

情報通信審議会  
電気通信事業政策部会長 殿

郵便番号 100-6150  
住所 とうきょうと ちよだく ながたちょうにちようめ  
東京都千代田区永田町二丁目11番1号  
氏名 かぶしきがいしゃ  
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ  
だいひょうとりしまりやくしやちよう やまだ りゅうじ  
代表取締役社長 山田 隆持

「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」答申(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

本意見書に関する連絡先  
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ

電話番号：

メールアドレス：

「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」答申(案)に関して、意見提出の機会をいただき、厚く御礼申し上げます。つきましては、当社の意見を以下のとおり提出させていただきますので、お取り計らいの程宜しくお願い申し上げます。

## I. モバイル市場における競争政策見直しに係る当社の基本的考え方

### 1. モバイル市場をめぐる環境の変化 (参考1～7)

・2001年度の電気通信事業法改正に伴うモバイル市場への非対称規制の導入以降、以下のように競争環境は大きく変容を遂げつつあります。

#### (1) 競争の枠組み

国内市場を中心としたネットワークレイヤー主体の競争から、海外巨大プレイヤーの進出に伴う、上位/下位レイヤーを主体とした競争のグローバル化が急速に進展。

#### (2) モバイル市場のビジネスモデル

キャリア主体の垂直統合モデルから、オープン化の進展等により、水平分業モデルへの移行。更には上位/下位レイヤーをキーとした新たな垂直統合モデルが出現。

#### (3) ユーザ利用

フィーチャーフォン端末かつ音声主体の利用から、スマートフォンの急速な普及によりパケット利用が急伸。

#### (4) 設備構築

面的なエリアカバレッジ中心から、トラヒック急増に伴い、通信容量確保の対策中心へ。併せて、ネットワークレイヤーにおける「ダムパイプ化」懸念の浮上。

#### (5) 市場支配力

キャリア間競争から、MVNO参入等、多様なプレイヤーとの競争へ。それに伴い、当社の市場シェアは大幅に減少。

### 2. 現行規制の問題点と見直しの方向性

◆上記のように競争環境が大きく変容しつつある一方、国内における規制は、2001年の電気通信事業法改正による二種指定制度の導入以降、枠組みについての見直しは行われていないことから、非対称規制としての禁止行為規制や、厳格な接続義務など、ビジネスベースが基本である諸外国との規制格差が存在し、競争のグローバル化に対応し得るものとは言い難いものとなっています。

◆とりわけ、TPP交渉、ICT通商原則合意等、グローバルな参入促進を前提とした枠組み検討が進められる見通しである中、海外との片務的な規制の存在により、「日本には参入しやすいが、海外には参入しにくい」といった構造は、国際競争力に深刻な支障が生じうるとの懸念があることから、参加国間の制度的調和を図ることが一層求められます。

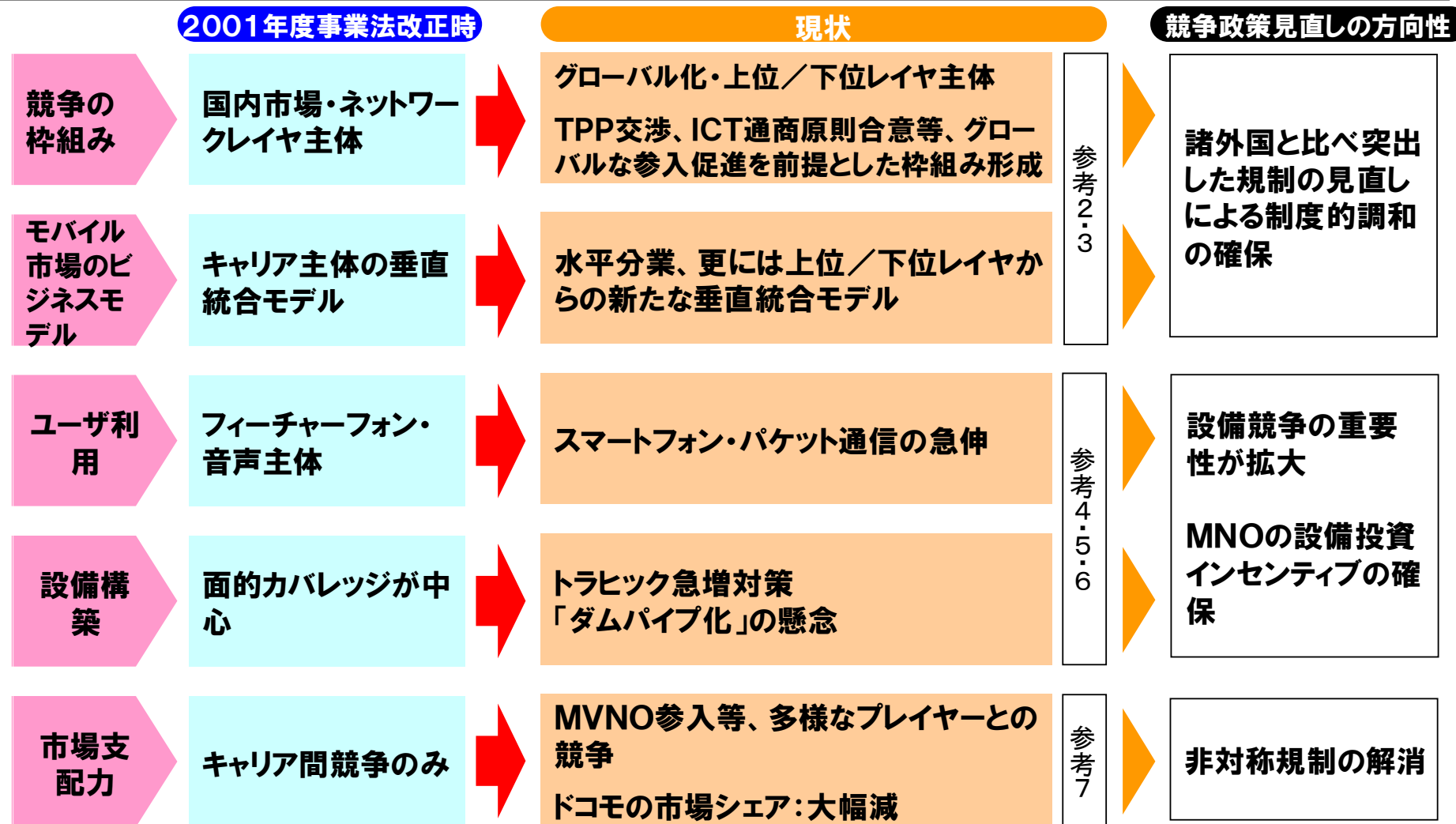
◆従って、諸外国と比べ突出した規制は見直すとともに、非対称規制はもはや維持する必要性は乏しいものとして見直しが喫緊の課題であると考え

ます。

◆このような状況の中、答申(案)において、二種指定制度適用対象の拡大や、ガイドライン見直しによる禁止行為規制適用の一層の透明化、接続拒否事由の明確化を図る方向性が示されたことは、競争環境の変化に照らし、十全とまでは言えないとしても、時宜を得た適切な方針であると考えており、公正競争の一層の推進が期待できるものとして、前向きに捉えられるものです。

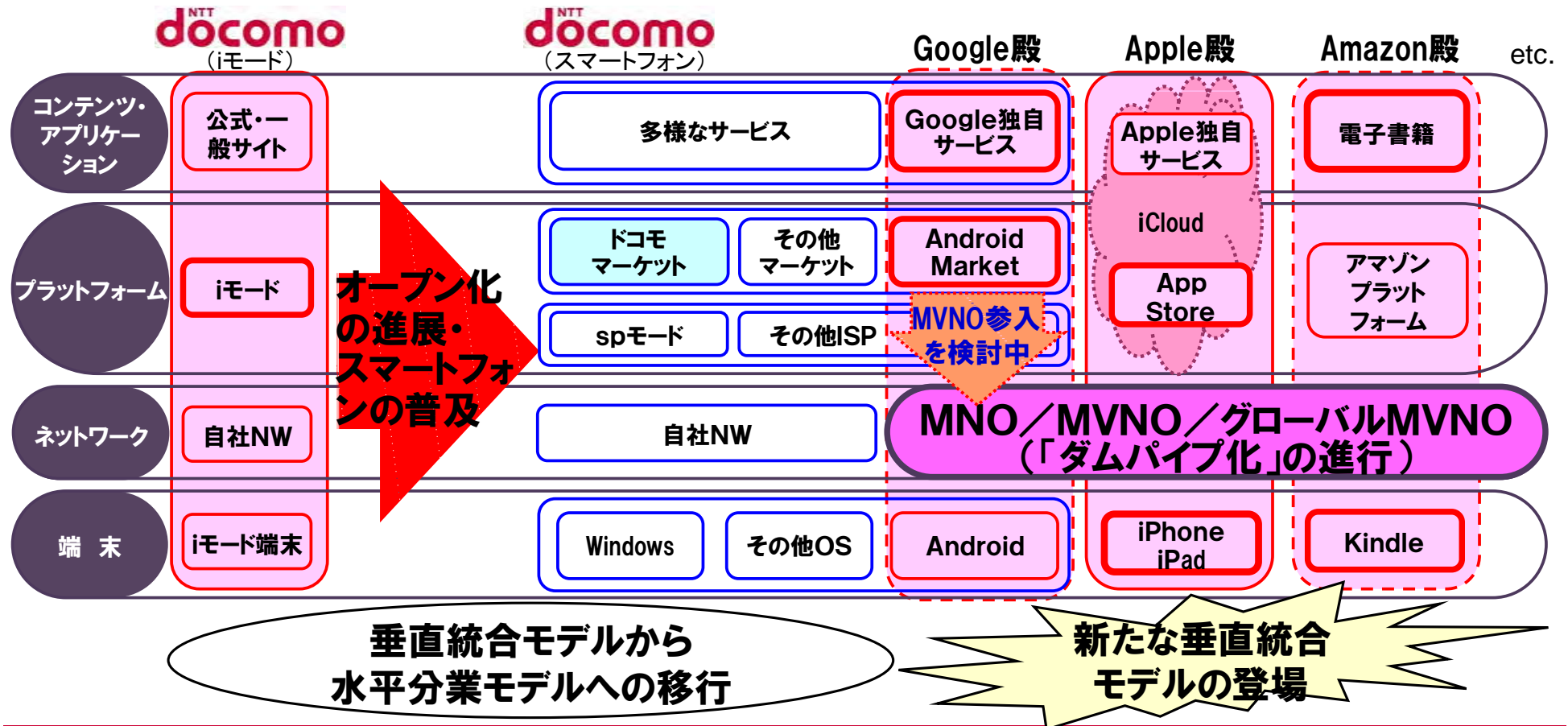
# 【参考1】モバイル市場の競争環境の変化

◆2001年度の電気通信事業法改正に伴うモバイル市場への非対称規制の導入以降、市場環境は大きく変容。



## 【参考2】グローバル化の急速な進展に伴う多様なビジネスモデルの参入

- ◆ 携帯事業者間の競争だけでなく、外資を含めたMVNO参入の拡大により、ネットワークレイヤにおける更なる競争の激化。
- ◆ このようなビジネスモデルの多様化はユーザ利便性向上につながる一方、国際競争力やグローバルプレイヤーとの公正競争確保の観点からは、キャリアに課されている国際的に片務的、もしくは、過大な規制は見直す必要がある。



## 【参考3】マルチSIMを提供する「グローバルMVNO」について

- ◆ 欧州市場を中心に主に音声ローミング市場を狙うTruphone、Transatel等のグローバルMVNOが出現。
- ◆ 彼らは複数国のMNOから借用した「IMSIや電話番号」を「1枚のマルチSIM」に書き込み、**旅行者や海外渡航が多いビジネスマン向けにローミングを回避した安価な通信サービスを提供することで成長。**
- ◆ 今後の市場動向は、欧州のローミング市場は縮小に向かうものの依然巨大市場であり主戦場。さらに、**日本市場の参入を企図しているのは明らかな状況。**

- 「グローバルMVNO」とは、複数の国のMNOとMVNO契約を締結することにより、それぞれの国においてローカルな契約条件でアクセスを得る事業者のことである。
- これにより、「外国の」サービス事業者であってもローカルMVNOと同様に扱われ、彼らは高額なローミング料金(IOT)の支払いを回避することができる。
- また、組込み型SIMの開発も進んでいることから、今後は日本から海外へのSIMの持ち出し、海外からのSIMの持込みなどの新たな動きが増えることが想定される。

### 【仏 Transatelの例】

- 1枚のSIMカード
- 1台の端末
- 1つのボイスメール
- 1つの国につき1つの番号

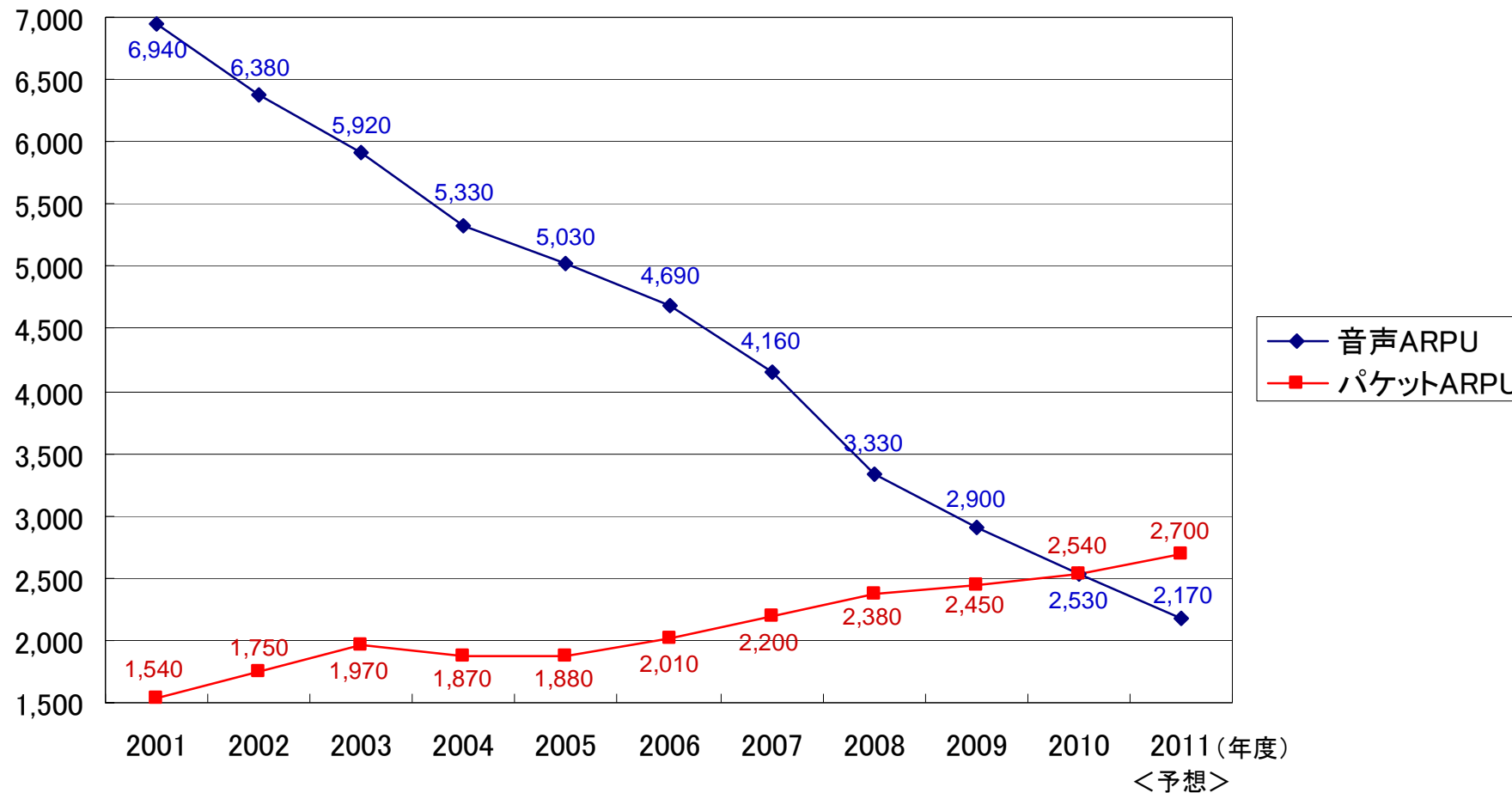
### ■ グローバルMVNOの例

事業者名	本社所在国	サービス概要	サービス対象国	備考
Transatel	フランス	1枚のSIMに4つの番号を書き込み、各国でローカル料金を適用	フランス、スイス、ベルギー、オランダ、ルクセンブルク	・欧州をまたがって移動する携帯電話利用者が対象 ・MVNEとしても活動し、これまで50以上のMVNOを支援。
Truphone	英国	1枚のSIMに最大3つの番号を書き込み、各国でローカル料金を適用	英国、米国、オーストラリア、シンガポール、香港、スペイン(オランダを追加予定、他国とも交渉中)	・その他220以上の国でローミング料金を割引 ・携帯端末用のVoIP事業者としてスタート。2010年に本格的にMVNO参入。
WorldSIM	英国	1枚のSIMに2つの番号を書き込み、各国でローカル料金を適用	英国、米国	・その他200以上の国でローミング料金を割引 ・通常は英国の番号が使われ、発信は英国の番号を経由。

## 【参考4】当社の音声ARPU、パケットARPUの推移

◆ 音声ARPUは一貫して大幅な減少傾向にある一方、パケット利用の増加によりパケットARPUは着実に伸びており、2010年度には音声ARPUとパケットARPUが逆転。

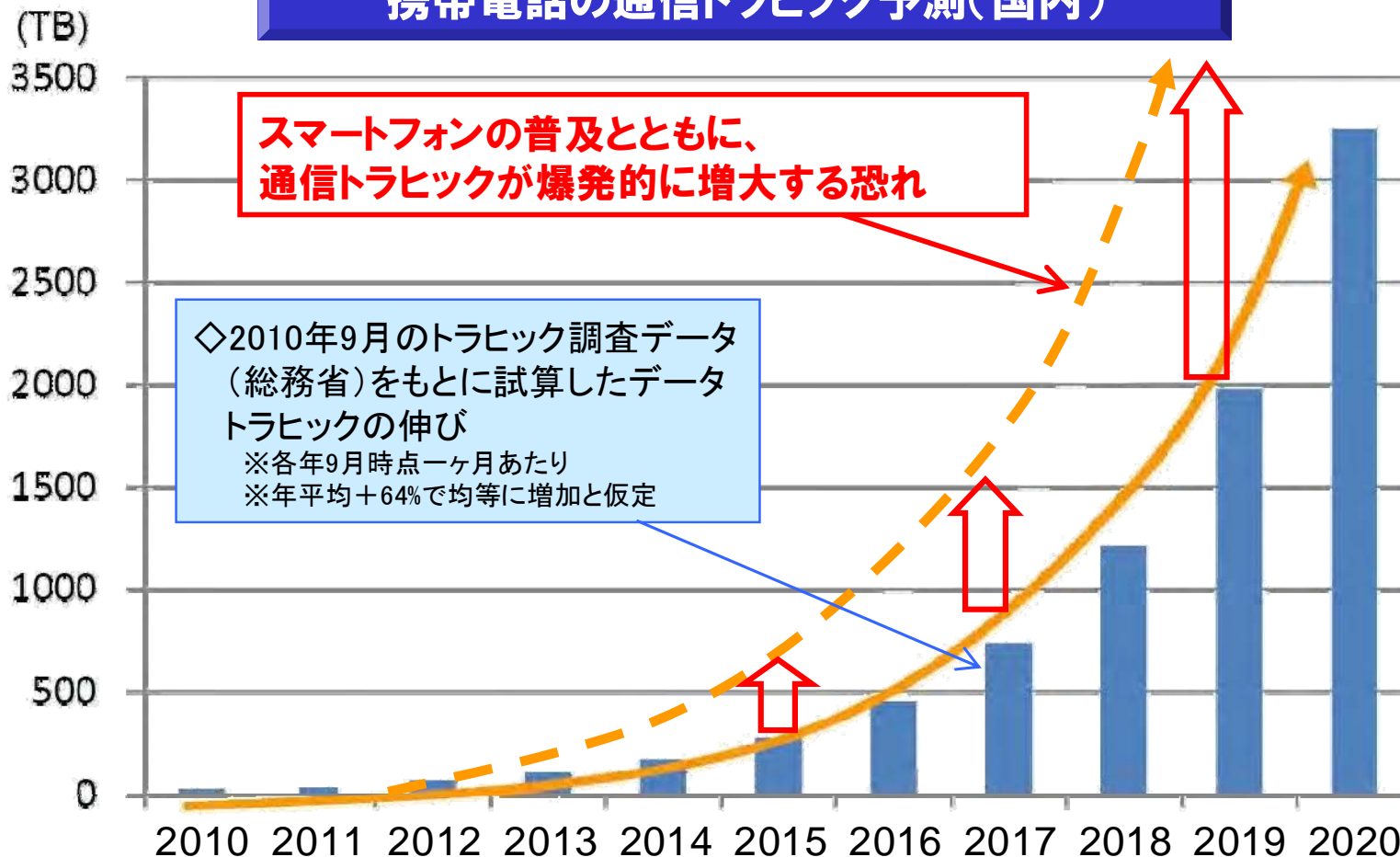
(円/月・契約)



# 【参考5】スマートフォンの普及等に伴う移動通信トラフィックの増大

◆スマートフォンの普及拡大により、移動通信トラフィックが爆発的に増大する見通し。

## 携帯電話の通信トラフィック予測(国内)



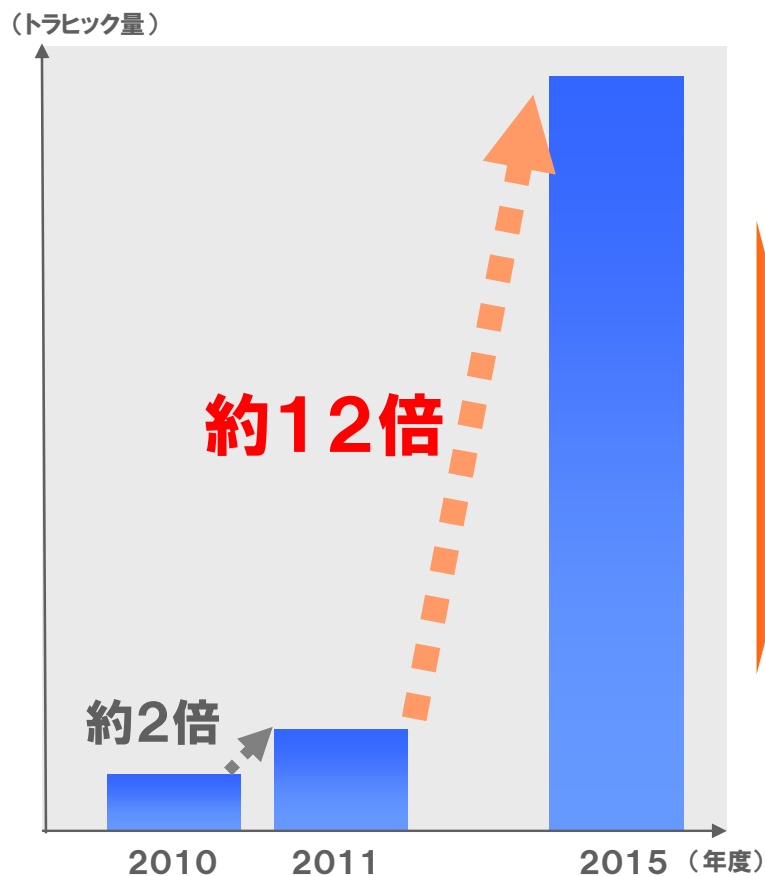
※総務省「モバイルブロードバンド実現に向けた政策動向」(2011年5月 ワイヤレスジャパン2011講演資料)を元に作成



## 【参考6】増大するトラフィックへの対応

◆当社は、増大するトラフィックに対して、Xiを中心としたネットワークの最適化により、お客様に安定した通信品質を提供。

### 当社トラフィックの推移(予想)



※当社「中期ビジョン2015 ～スマートライフの実現に向けて～」(2011年11月2日)より抜粋

### 当社の対応方針

#### 【無線アクセス容量対策】

ネットワーク容量の拡大

Xiへのマイグレーション促進  
新周波数の活用  
小ゾーン化・セクタ細分化

トラフィックコントロール

ヘビーユーザに対する  
通信速度制御

ネットワーク負荷の軽減  
(データオフロード)

Mzone(公衆無線LANサービス)の  
活用(3万~10万スポットへ拡大)  
フェムトセル・Wi-Fiの活用(宅内)

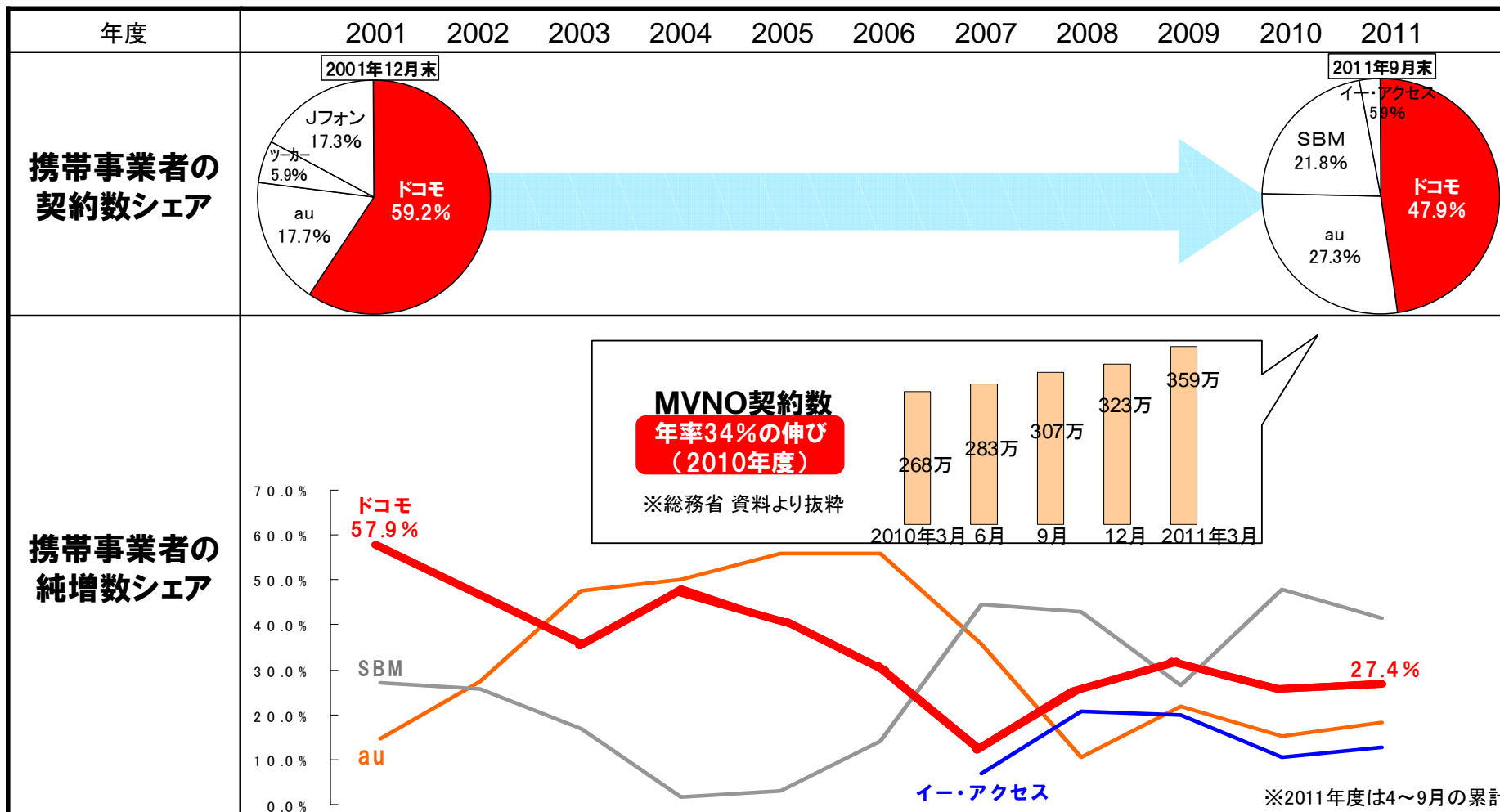
#### 【Xi新料金プランの導入(2012年10月より)】

新料金プラン

速度制限、  
階段型料金プランの導入

# 【参考7】携帯事業者の契約シェア・純増数シェアの推移

◆非対称規制が導入された2001年当時の当社の市場シェアは、契約数シェア、純増数シェアともに約6割を占める状況であったが、競争の激化により大幅に低下。



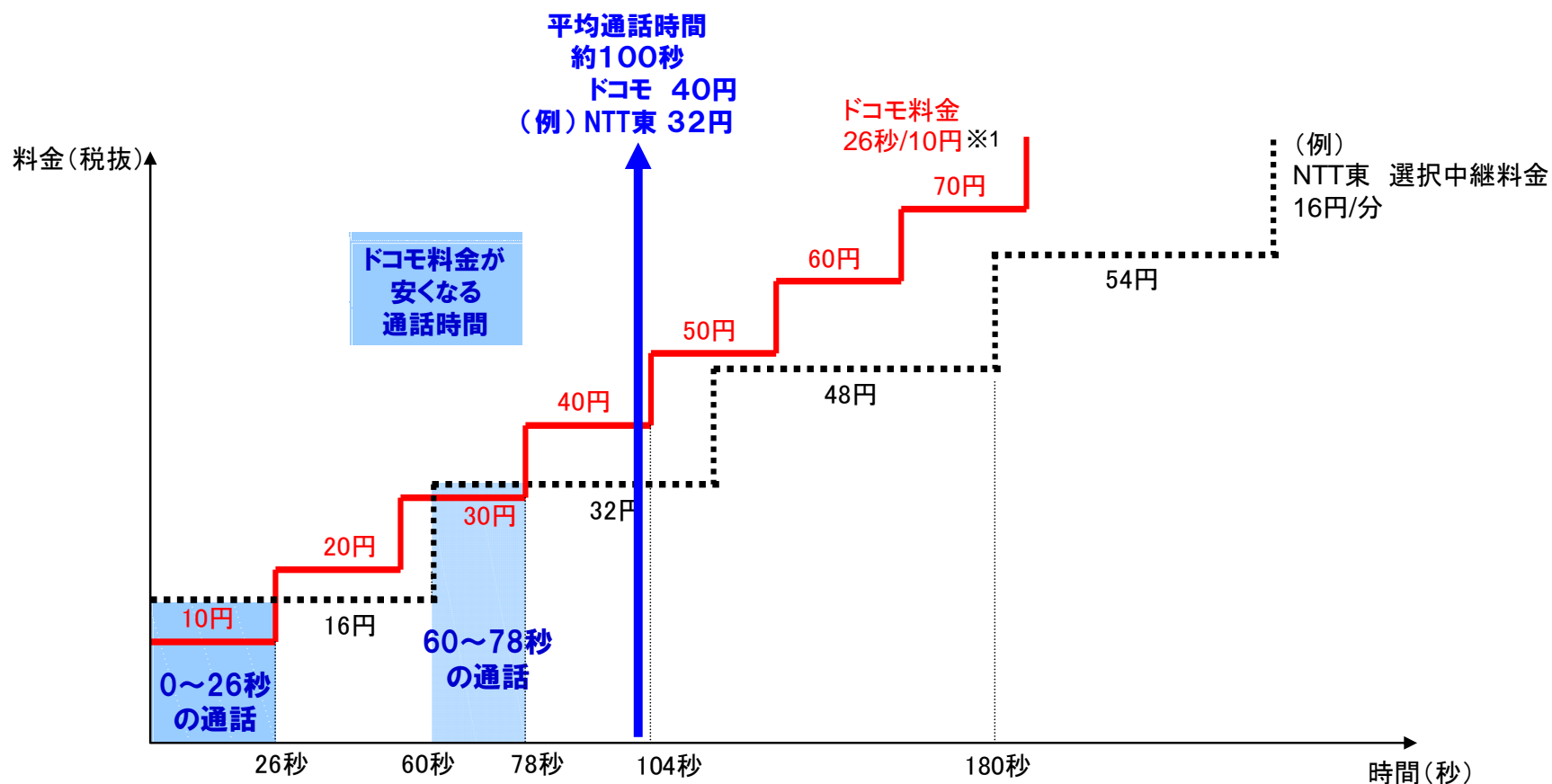
## II. 答申(案)に対する当社の考え方

答申(案)				当社の考え方
第2編 ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について	第2章 NGNのオープン化によるサービス競争の促進	6 ネットワークの移行に伴う事業者間協議の在り方	(2) 固定電話発着通話サービスに係る料金設定の在り方  (P.90) ・今般、着信側事業者が設定する通話料金は割高であり、ユーザ(発信者)にとって適用される通話料金が分からないといった指摘がなされているため、上述の研究会等における整理や携帯電話事業者(着信)側が設定する通話料がNTT東西(発信側)の設定するものと比べ、多くの時間帯で依然一定程度上回っていることも踏まえ、料金体系の違いについて事業者や国から利用者に周知するよう努めるとともに、これまでの整理が今後もそのまま妥当するかという点も含め、現状の料金設定の在り方について関係事業者間において必要な見直しを行うことが適当と考えられる。	<p>◆<b>中継事業者も含めた健全な競争環境が整えられており、料金設定を行う事業者の見直しをせまられる特段の事情は存しない。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・固定発着通話のユーザ料金については、「料金設定の在り方に関する研究会報告書」(2003年6月)において、「携帯電話事業者のほか、中継事業者も料金を設定できるとすることにより、複数事業者が料金設定を行うこととなり、競争が促進され、料金低廉化・多様化に資すると考えられる」ことや、「発側利用者が自身の判断により、どの事業者の提示する料金を支払うかを選択することができること」等を勘案し、「中継接続を導入し、中継事業者も料金設定を行うことが適当」との整理が図られたものです。</li> <li>・発信利用者の判断で料金を選択し得る中継接続の仕組みからは、どの料金が適用されるか分からないといった問題点も解消し得ることに加え、携帯事業者のみならず、中継事業者も含めた健全な競争環境が整えられていることを踏まえると、現時点で料金設定を行う事業者の見直しをせまられる特段の事情は存しないものと考えます。</li> </ul> <p>◆<b>仮に、固定事業者が料金を設定することとした場合、料金設定を行うことが可能な事業者数の減少により、かえってユーザ利便性低下に繋がる可能性がある。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仮に選択中継呼に加えて、現在、携帯事業者が料金設定を行う通話についても固定事業者が料金を設定することとした場合には、自ら料金設定を行うことを前提に事業展開を行ってきた携帯事業者の経営に急激な変化が生じるとともに、料金設定を行うことが可能な事業</li> </ul>

答申(案)					当社の考え方
					<p>者数の減少により、仕組みとして、現在よりも競争原理が働きにくくなることが懸念され、将来的にはかえってユーザ利便性の低下に繋がる可能性があるものと考えます。</p> <p>◆<b><u>当社と固定事業者の料金は、必ずしも大きな開きがあるとは言えないが、今後、よりお客様に使い勝手の良い料金を目指し、見直しを図っていく所存。</u></b></p> <p>・また、携帯事業者の設定する料金が発側事業者が設定する場合の料金と比べて割高との指摘については、当社と固定事業者の料金について平均通話時間で比較した場合には必ずしも大きな開きがあるとは言い切れないと考えます(参考8)。また、現在でも当社は携帯事業者の中で最も安い料金水準ですが、今後もよりお客様に使い勝手の良い料金を目指し、見直しを図っていく所存です。</p>

# 【参考8】固定発携帯着通話料金設定の違いによる料金水準について

◆下図の通り、保留秒数が【0～26秒】および【60秒～78秒】の通話はドコモ設定料金が低廉となっていることに加え、平均通話時間で比較した場合でも、必ずしも大きな開きがあるとは言えないものと認識。



※1 区域内の昼間・夜間帯の料金

答申(案)			当社の考え方
第2編 ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について	第3章 モバイル市場の競争促進	1 ネットワークレイヤのオープン化	<p>(1) 二種指定電気通信設備制度の見直し</p> <p>(P.95、96、97)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まず、MNO間の関係について、加入者シェアに着目すると、現在のモバイル市場では、全国で事業を展開している事業者の上位3社(NTTドコモ、KDDI及びソフトバンクモバイル)の加入者シェアは、制度運用開始時と比較して、未だ若干の開きはあるものの近接してきており、交渉上の優劣の差は縮小してきている一方で、加入者シェア第4位の事業者のシェアは第3位の事業者とは大きな開きがあり、交渉力に顕著な優劣が生じている可能性があると考えられる。</li> <li>・この点に関し、意見募集等においては、二種指定事業者であるNTTドコモと二種指定事業者ではないソフトバンクモバイルとの間で、電気通信紛争処理委員会において接続料を巡るあっせん手続が進められていること等を背景に、むしろ、規制対象である二種指定事業者と、非指定の事業者との間で、後者の接続に関する交渉上の優位性が高まる形での不均衡が生じているとの意見が示されている。</li> <li>・このような中で、上位2社を二種指定事業者として接続料等の公平性・透明性等を担保するための規律を</li> </ul> <p>◆<b>二種指定制度適用対象の拡大は時宜を得た方針であり、速やかに必要な省令改正等の措置をお願いしたい。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・接続料算定等に係る規制については、「着信独占」の考え方に基づき、全事業者に同等の規制を課すことが原則と考えているところですが、特定の非指定事業者との不透明な相互接続料格差が拡大傾向にあり、それに伴って多大な接続料収支差が生じている状況に照らすと、透明かつ公正な接続の推進の観点から、「相当程度低いシェア」の事業者を除外した上で、二種指定制度適用対象の拡大を図ることは、時宜を得た適切な方針と考えられ、異論があるものではありません。</li> <li>・また、適用時期が無用に延伸されることとなれば、不透明な相互接続料格差が一層拡大することを懸念していたところ、「速やかに検討」する必要があるとの方針もご指摘通りと考えます。</li> <li>・本答申(案)の内容を答申としていただくとともに、その後も、2012年度相互接続料からの適用に向けて、速やかに必要な省令改正等の措置をお願いしたい。</li> </ul>

答申(案)				当社の考え方
			<p>課している現状は、公正な競争を通じてユーザの利益を確保するという観点から、見直しを行うことが必要となっていると考えられる。</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(略)優位な交渉力を持つ電気通信事業者であっても、現在の適用基準では二種指定事業者の指定を受けない場合が存在し得ると考えられる。よって、二種指定設備制度に係る規制の適用対象を見直し、拡大することにより、モバイル市場における電気通信事業者間の交渉力の不均衡の問題に対応し、公正競争環境を確保することが適当である。</li> </ul> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・この場合、MNOに優位な交渉力を認めるまでには至らない「相当程度低いシェア」が具体的にどの程度なのかを検討する必要がある。この点については、例えば、垂直型企業結合等による競争の実質的制限に係る考え方を整理している「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針における判断基準など競争法上の基準等も参考としつつ、速やかに検討を行った上で、省令改正等必要な措置を講じることが適当である。</li> </ul>	

答申(案)			当社の考え方
第2編 ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について	第3章 モバイル市場の競争促進	1 ネットワークレイヤのオープン化	<p>(2) 禁止行為規制の見直し</p> <p>(P.102、103)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現時点においては、禁止行為規制の適用対象であるNTTドコモの市場シェア等を考慮すれば、例えば同社とその関係事業者等との排他的な提携を通じた特定の者に対する不当な差別的取扱いを禁止することは、公正競争環境の確保にとって引き続き重要であるとともに、(略) 直ちに現行の規制内容を見直すことが必要とまではいえないと考えられる。</li> <li>・他方、(略) 禁止行為規制が電気通信事業者の事業提携・事業展開や技術開発等を必要以上に制限することにより、結果として国際競争力やユーザ利便を損なうこととならないよう、制度の慎重な運用や、適時適切に見直しを行っていくことが求められる。</li> <li>・すなわち、禁止行為規制の適用対象事業者にとって、現行制度の下でも本来可能な事業提携等の具体的な範囲や態様が不明確となる結果、過剰な萎縮効果が働くこととなれば、結果的には国際競争力やユーザ利便を損なうことにもなる。一例として、電気通信事業法第30条第3項第2号は、(略)あくまでも電気通信事業者に対する取扱い等であることや、単なる優先的又は不利な取扱い</li> </ul> <p>◆<b>禁止行為規制は、モバイル通信市場が大きく変容を遂げつつある中、適用対象事業者の創意工夫に基づく事業展開等に制約を与え、国際競争力やユーザ利便性に支障を与える可能性があることから、非対称規制として維持する合理性は存しない。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前述の「I. モバイル市場における競争政策見直しに係る当社の基本的考え方 1. モバイル市場をめぐる競争環境の変化」で述べたとおり、モバイル通信市場は、海外巨大プレイヤーを中心に上位レイヤーと下位レイヤーをキーにした新たな垂直統合モデルが出現するなど、急速にグローバル化が進展し、大きく変容を遂げつつあります。</li> <li>・このような状況下において、禁止行為規制が残置されることにより、その適用のあり方によっては、適用対象事業者の創意工夫に基づく事業展開やアライアンスを前提としたサービス多様化、グローバル展開等に制約を与え、その結果、国際競争力やユーザ利便性に支障を与える可能性があるものと考えます(参考9)。</li> <li>・以上を踏まえるとともに、当社「市場支配力」も、もはや規制格差を設けるほどの差異があると認められない状況を鑑みると、禁止行為規制を非対称規制として維持する合理性は存しないと言わざるを得ず、適用を廃止することが適切と考えます。</li> </ul> <p>◆<b>当面残置せざるを得ない場合も、市場や競争状況に応じた適用廃止の余地を明確にするとともに、禁止行為規制の適用対象となる事業者の事業運営に対し、過度な制約につながらないよう、慎重かつ柔軟な運用が必須</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適用廃止に至らないまでも、今後、市場や競争状況に応じた適用廃止の余地を明確にするとともに、答申(案)にある通り、「必要以上に制限することにより、結</li> </ul>



答申(案)				当社の考え方
			<p>等にとどまらない「不当」性があることとなっており、これらに該当しない事業提携までを禁止するものではない。</p> <p>・これらを踏まえ、例えば上記共同ガイドラインの見直しを行うことにより、一層の透明化が図られる余地がないかどうか、検討を進めるべきである。</p>	<p>果として国際競争力やユーザ利便性を損なうこととならないよう、制度の慎重な運用や適時適切に見直しを行っていくことが求められる」とする点については、当社としては時宜を得たものとして、前向きに捉えていきたいと考えます。</p> <p>◆<b>共同ガイドライン見直しにあたっては、下記について明確化を図ることが必要。</b></p> <p>①<b>ガイドライン見直しにおいては、禁止される行為(ブラックリスト)以外については、抵触しない旨明確にする。その旨が明確にし得ないとするのであれば、禁止される行為(ブラックリスト)だけでなく、適用が除外される行為類型(ホワイトリスト)の明確化を図ること</b></p> <p>②<b>競争会社の事業活動を困難にさせる場合等の「不当性」が認められる場合に限定されること</b></p> <p>③<b>電気通信事業者に対しては、事業者間接続条件など電気通信役務提供に限定して適用すること</b></p> <p>④<b>不当な規律・干渉の禁止に係る行為について、一定の市場支配力を有する事業者や当社とは取引関係のある端末製造業者等に対する行為は、本規制の対象外とすること</b></p> <p>⑤<b>海外法人は対象外であること</b></p> <p>・共同ガイドラインの見直しにあたっては、以下について明確化する必要があると考えます。</p> <p>①<b>現行のガイドラインにおいて、市場支配的な電気通信事業者に対して禁じる反競争的行為をあらかじめ類型化(ブラックリスト)することにより、これらの行為の効果的な未然防止及び迅速な排除を可能としているところだが、その適用が不明確であると、答申(案)に指摘されている、適用対象事業者にとって「過剰な萎縮効果が働くこととなれば、結果的には国際競争力やユーザ利便を損なう」おそれにつながる。従っ</b></p>

答申(案)					当社の考え方
					<p>て、ガイドライン見直しにおいては、禁止される行為(ブラックリスト)以外については、抵触しない旨明確にする。その旨が明確にし得ないとするのであれば、適用が除外される行為類型(ホワイトリスト)についても予め明確化することで、制度の慎重な運用に資するべき。</p> <p>②不当な差別的取扱いの禁止に該当するもの、または不当な規律・干渉の禁止に該当するものとして示される行為類型については、差別的取扱いや規律・干渉が直ちに規制の適用対象となるものではなく、自己の競争会社の事業活動を困難にさせるおそれがある場合、取引の相手方を競争上著しく有利又は不利にさせるおそれがある場合など「不当」性が認められる場合に限られる旨を明確化すべき。</p> <p>③電気通信事業者に対する不当な差別的取扱いの禁止に該当する行為については、事業者間接続条件など電気通信役務提供に限定して適用することについて明確化すべき。</p> <p>④不当な規律・干渉の禁止に該当する行為については、Google殿、Apple殿等、一定の市場支配力を有する事業者や、当社とは取引関係のある端末製造業者などは、当社以外の携帯事業者との取引の選択肢があることに加え、当社の一方向的な規律・干渉により当該事業者の事業活動が困難となるような状況は想定し難いことから、本規制の対象外とする旨、明確化すべき。</p> <p>⑤行為類型の明確化と併せ、海外の法人(日本に法人登記のない電気通信事業者、製造業者、販売業者、コンテンツプロバイダ等)に対する行為はそもそも規制の対象外である旨、明確化すべき。</p>

# 【参考9】「差別的取り扱いの禁止」によるユーザー利便性の低下

◆当社が出資関係等のある他事業者との協業により、例えば、上位レイヤサービス(電子書籍、ゲーム等)と通信をセットにした新たなサービスを推進しようとした場合、「差別的取扱いの禁止」規制により、サービス展開が柔軟に行えず、国際競争力への支障、更にはユーザー利便性が損なわれる懸念。

## ケース1:ドコモショップでの扱い      ケース2:開発支援における扱い      ケース3:業務提携での扱い

○世界中で人気を博している電子書籍端末やゲーム機のメーカーがMVNO事業者として、当社と業務提携して、その端末を全国に2000店舗以上あるドコモショップで販売したい。

○世界中で人気を博している電子書籍端末やゲーム機のメーカーがMVNO事業者として、当社と業務提携し、端末を共同開発して、世界に先駆けて販売したい。

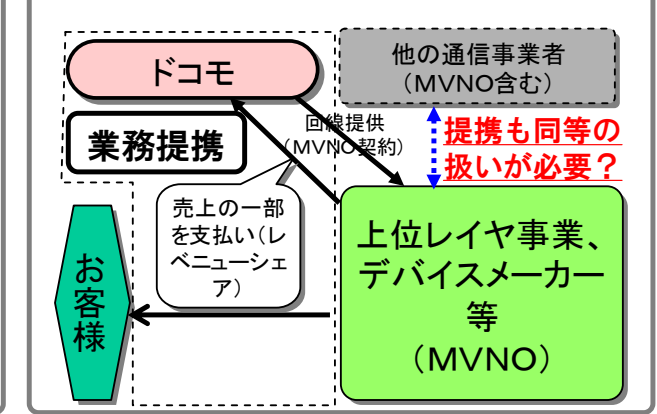
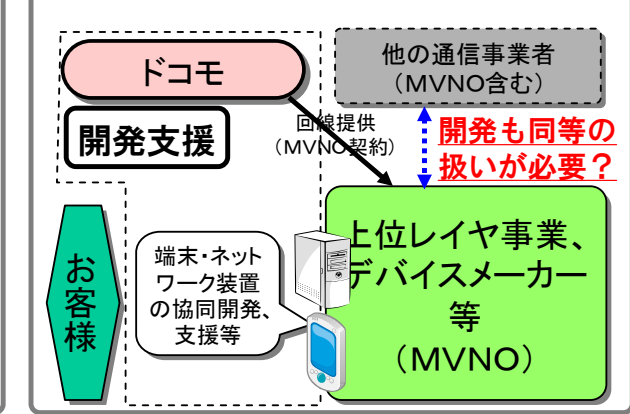
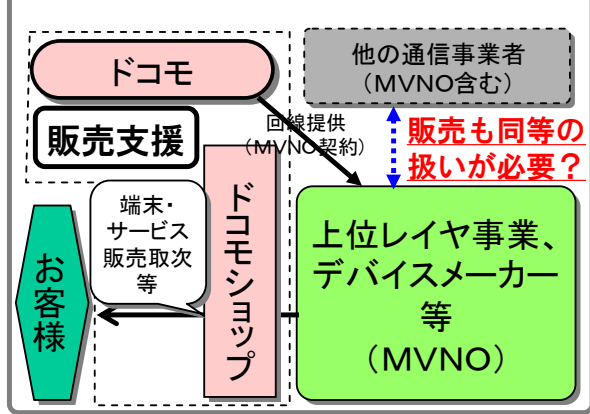
○世界中で人気を博している電子書籍端末やゲーム機のメーカーがMVNO事業者として、当社とレベニューシェアによる業務提携をし、世界に先駆けて端末・サービスを販売したい。

### 「差別的取扱いの禁止」に抵触する恐れ

他MVNO事業者の提供する端末も、要望に応じてドコモショップで同等の条件で販売しなければならなくなり、現実的に困難。

他MVNO事業者から同様の共同開発の要望を全て受けなければならなくなり、現実的に困難。

他MVNO事業者が希望する支払方法を前提とした業務提携を行わねばならず、現実的に困難。



答申(案)			当社の考え方
第2編 ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について	第3章 モバイル市場の競争促進	1 ネットワークレイヤのオープン化	<p>(3)MVNO事業者の参入促進</p> <p>(P.106)</p> <p>・接続応諾義務とは、電気通信事業者に対して、電気通信事業法に規定する限定的な事由に該当しない限り、接続請求に応諾する義務を課すものであるが、MVNOの参入促進によるモバイル市場の発展という趣旨にそぐわない態様での接続請求が行われるおそれが指摘されている。このような状況を踏まえ、これまでの累次の解釈を整理し、MVNO事業化ガイドライン等において接続拒否事由の明確化を図ることが望ましい。</p> <p>◆<b>接続義務は、諸外国と比較して突出した厳格な規制であり、MVNOなど片務的なものについては、従前の整理である「卸役務」と位置づけることが適切。</b></p> <p>・概ね対等なネットワークを保有する電気通信事業者同士の接続とは異なる、MVNOなど片務的なものについて、MNOに対し、一般的な相互接続と同様に厳格な接続義務を課すことは行き過ぎと考えられることから、従前の整理である「卸役務」に位置づけることが適切と考えます。</p> <p>・そもそも接続義務は、諸外国と比較して突出した厳格な規制レベルにあり、その片務性から国際競争力への支障や問題のある事業者のMVNO参入要望の顕在化に伴うユーザ保護への支障が懸念される点については、従来から意見提起させて頂いているところで（参考10、11）。</p> <p>◆<b>仮に接続スキームを残置するとしても、MNOが片務的に義務を負うことに鑑み、接続拒否事由の該当性の明確化を図るにあたっては、「不当さ」、「著しさ」を厳格に判断するといった従来のスキームから、蓋然性を否定し得ない場合には、該当する旨明確にすることが適切。</b></p> <p>・答申(案)において、接続と卸役務の「どちらか一方の形態に限定することは、現時点では適当ではない」としつつも、「MVNO事業化ガイドライン等において接続拒否事由の明確化を図ることが望ましい。」とされたことについては、今後、公正競争の推進が期待できるものとして、当社としても前向きに捉えていきたいと考えます。</p> <p>・「接続拒否事由の明確化を図る」にあたっては、MNOが片務的に義務を負うことに鑑み、接続拒否事由の該当性について、緩和する方向での見直しが必要と考え</p>

答申(案)					当社の考え方
					<p>ます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・つまり、「不当に利益を害する」、「著しく経済的に困難」の判定にあたっては、「不当さ」、「著しさ」を厳格に判断するといった従来のスキームにより、接続前の予めの拒否はほぼ現実的には不可能といった状況と認識されるところ、今後は、「利益を害する」、もしくは「経済的に困難」な蓋然性を否定し得ない場合、該当する旨明確にすることで緩和を図ることが適切と考えます。</li> </ul>

# 【参考10】問題のある事業者からのMVNO参入要望の顕在化

◆日本は、相互接続の義務を負う範囲とその規律レベルともに、海外と比較して突出している状況。

## <相互接続義務範囲と規律レベルの海外との比較>

		パターン1(基本)	パターン2	パターン3
内容		概ね対等のネットワーク設備を有する事業者間接続	MVNOや料金設定権等を保有する目的での「ワンタッチ的接続」	接続そのものではなくとも関連性がある機能 ex.) 通信PFのオープン化機能 ・課金機能・コンテンツ情報料の回収代行機能 ・GPS位置情報の継続提供機能 ・Eメール転送機能
イメージ				
相互接続義務の範囲	日本	<p><b>対象：厳格な拒否事由立証</b></p> <p>限定的な事由に該当しない限り、応諾する義務</p>	<p><b>対象</b></p> <p>「MVNOに提供する役務は、卸電気通信役務」 (2002年6月MVNOガイドライン)</p> <p>「MNOの設備と接続して役務を提供することが可能」 (2007年2月MVNOガイドライン改定)</p>	<p><b>ケースバイケースで対象</b></p> <p>「二種指定ガイドライン」により、通信PF機能等も相互接続に関連するものとして「<b>注視すべき機能</b>」と位置づけ(2010年3月)</p>
	欧州	<p><b>対象：妥当性立証はケースバイケース</b></p> <p>妥当なアクセス要求であれば応じる義務 その「妥当性」の立証は、<b>ケースバイケース</b></p>	<p><b>対象外※</b></p> <p>※スペインなど一部の国で、MVNOからの妥当なアクセス要求に応じる義務を課す例や、免許付与条件として義務を課す例はあるが、大多数の国では対象外。 なお、日本においては、厳格な接続義務の他、免許付与にあたり、特定基地局開設計画の認定要件に、MVNOへの提供計画を有することが含まれるなど、事実上、MVNOへの提供が必須となっている。</p>	<p><b>対象外</b></p>

# 【参考11】問題のある事業者からのMVNO参入要望の顕在化

◆当社は以前より、厳格な接続義務に起因して、問題のある事業者からのMVNO参入要望が顕在化していることを問題提起してきたところだが、当社にMVNO要望を行った「フレパー・ネットワークス」は、当社が懸念していたとおり、詐欺を企てる意図を持ってドコモへ申し込みをしていた事実が判明。

## 【日本経済新聞 7月6日朝刊記事】

インターネット関連会社「ビズインターネット」が仮想空間ビジネスで違法な連鎖販売取引（マルチ商法）をしたとされる事件で、埼玉県警は5日、特定商取引法違反（不実告知）の疑いで、同社社長、石原茂男容疑者（49）を逮捕した。異業はまた、仮想空間の関連事業への投資と偽りビズ社員から出資金を集めたとして、詐欺の疑いで、投資会社「MIT」社長、宮之内誠人容疑者（53）ら3人、金融商品取引法違反（無登録営業）容疑で逮捕を再逮捕した。

### 不実告知容疑、ビズ社社長を逮捕

仮想空間ビジネスで違法な連鎖販売取引（マルチ商法）をしたとされる事件で、埼玉県警は5日、特定商取引法違反（不実告知）の疑いで、同社社長、石原茂男容疑者（49）を逮捕した。異業はまた、仮想空間の関連事業への投資と偽りビズ社員から出資金を集めたとして、詐欺の疑いで、投資会社「MIT」社長、宮之内誠人容疑者（53）ら3人、金融商品取引法違反（無登録営業）容疑で逮捕を再逮捕した。

### 短期で100億円集金

仮想空間マルチ、複数社介在  
 ビズ社は約2カ月後に全国各地で説明会を始め、魅力的な言葉で勧誘、関連商品を約40万円で購入させ、約9億円を得たとされる。一方、フレパー社と所在地が同じMITはビズ社員に呼び掛け、仮想空間の関連事業への投資で高配当が得られると強調。1口11万円を出資を呼び、異業によると、20億円以上を集めた。異業幹部は「わずかな期間で100億円以上を集めたマルチ商法は聞いたことがない」と話す。

## 【毎日新聞 7月6日朝刊記事】

仮想空間マルチ 不実告知容疑認め  
 インターネット上のいたる市を巡る事件。定商取引法違反（不実告知）容疑で逮捕した。仮想空間マルチ商法で違法な連鎖販売取引（マルチ商法）をしたとされる事件で、埼玉県警は5日、特定商取引法違反（不実告知）の疑いで、同社社長、石原茂男容疑者（49）を逮捕した。異業はまた、仮想空間の関連事業への投資と偽りビズ社員から出資金を集めたとして、詐欺の疑いで、投資会社「MIT」社長、宮之内誠人容疑者（53）ら3人、金融商品取引法違反（無登録営業）容疑で逮捕を再逮捕した。

### ビズ社社長を逮捕

仮想空間マルチ 不実告知容疑認め  
 インターネット上のいたる市を巡る事件。定商取引法違反（不実告知）容疑で逮捕した。仮想空間マルチ商法で違法な連鎖販売取引（マルチ商法）をしたとされる事件で、埼玉県警は5日、特定商取引法違反（不実告知）の疑いで、同社社長、石原茂男容疑者（49）を逮捕した。異業はまた、仮想空間の関連事業への投資と偽りビズ社員から出資金を集めたとして、詐欺の疑いで、投資会社「MIT」社長、宮之内誠人容疑者（53）ら3人、金融商品取引法違反（無登録営業）容疑で逮捕を再逮捕した。

## 【東京新聞 7月6日夕刊記事】

ビズ社 携帯事業かたり集金  
 「ドコモ抜く」と会員勧誘  
 インターネット上の仮想空間マルチ商法による詐欺。ビズ社が当初、仮想空間での投資をめぐりマルチ商法事件で、特定商取引法違反容疑で埼玉県警に逮捕された石原茂男容疑者（49）が社長の後継者として、同社社長、石原茂男容疑者（49）を逮捕した。異業はまた、仮想空間の関連事業への投資と偽りビズ社員から出資金を集めたとして、詐欺の疑いで、投資会社「MIT」社長、宮之内誠人容疑者（53）ら3人、金融商品取引法違反（無登録営業）容疑で逮捕を再逮捕した。

仮想空間マルチ 不実告知容疑認め  
 インターネット上のいたる市を巡る事件。定商取引法違反（不実告知）容疑で逮捕した。仮想空間マルチ商法で違法な連鎖販売取引（マルチ商法）をしたとされる事件で、埼玉県警は5日、特定商取引法違反（不実告知）の疑いで、同社社長、石原茂男容疑者（49）を逮捕した。異業はまた、仮想空間の関連事業への投資と偽りビズ社員から出資金を集めたとして、詐欺の疑いで、投資会社「MIT」社長、宮之内誠人容疑者（53）ら3人、金融商品取引法違反（無登録営業）容疑で逮捕を再逮捕した。

答申(案)			当社の考え方
第2編 ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について	第3章 モバイル市場の競争促進	1 ネットワークレイヤのオープン化	<p>(3)MVNO 事業者の参入促進</p> <p>(P.105、106)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・MVNO事業化ガイドラインにおいては、MVNOがMNOからネットワークの提供を受ける形態として、卸電気通信役務の形態と接続の形態の双方が可能である旨が示されている。</li> </ul> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・このように、MVNOにとっては、卸電気通信役務と接続の双方の形態にそれぞれメリットとデメリットが存在し、現実には、MVNOは、事業環境に応じてケースバイケースで柔軟に判断しており、判断の余地があることがMVNOの進展につながっていると考えられる。よって、MVNOの参入を促進し、モバイル市場の公正競争を確保する観点からは、どちらか一方の形態に限定することは、現時点では適当ではない。</li> </ul> <p>◆<b>MVNOへの提供形態について、引き続き、卸と接続の併用を実施するとしても、MVNOがサービス制御・ユーザ管理を行うサービス制御装置(Ex. HLR、以下「サービス制御装置」とする)を保有するケースなど、接続と位置づけることが必ずしも適切とは言い難いビジネスモデルが存在。</b></p> <p>◆<b>そもそも予期せぬトラフィック増等へ対応しえず、MNOユーザを含めた全体の品質劣化が想定されるケースについては、接続拒否事由に該当するとするのが妥当。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前述のとおり、MVNOへの提供形態については、従前の整理である「卸役務」が適切と考えますが、仮に、卸と接続両制度の併用を引き続き実施するとしても、接続と位置づけることが必ずしも適切とは言い難いビジネスモデルが存在するものと考えます。</li> <li>・例えば、サービス制御装置をMVNOが保有して、それをMNOのネットワークと接続する場合、MVNO自らの事業やMVNE事業展開において、より柔軟性が高まる反面(参考12)、以下のような問題が顕在化することから、接続義務の範囲として整理するのは適切ではないと考えます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①予期せぬトラフィック増等へ対応しえず、当社ユーザを含めた全体的な品質劣化が想定されること。</li> <li>②重要通信の確保や番号の効率運用が困難となるなど、「MNOの責」とはいえない状況下で義務違反とされる可能性があること。</li> <li>③海外巨大プレイヤーの参入が格段と容易となる結果、「ダムパイプ化」により、MNOの収益が圧迫され、安定的設備品質の維持が困難となるだけでなく、サービス開発やユーザ値下げなどユーザ利便性にも支障が生じること。</li> <li>④MVNOは開発・投資リスクを負わずにMNOと同等</li> </ul> </li> </ul>

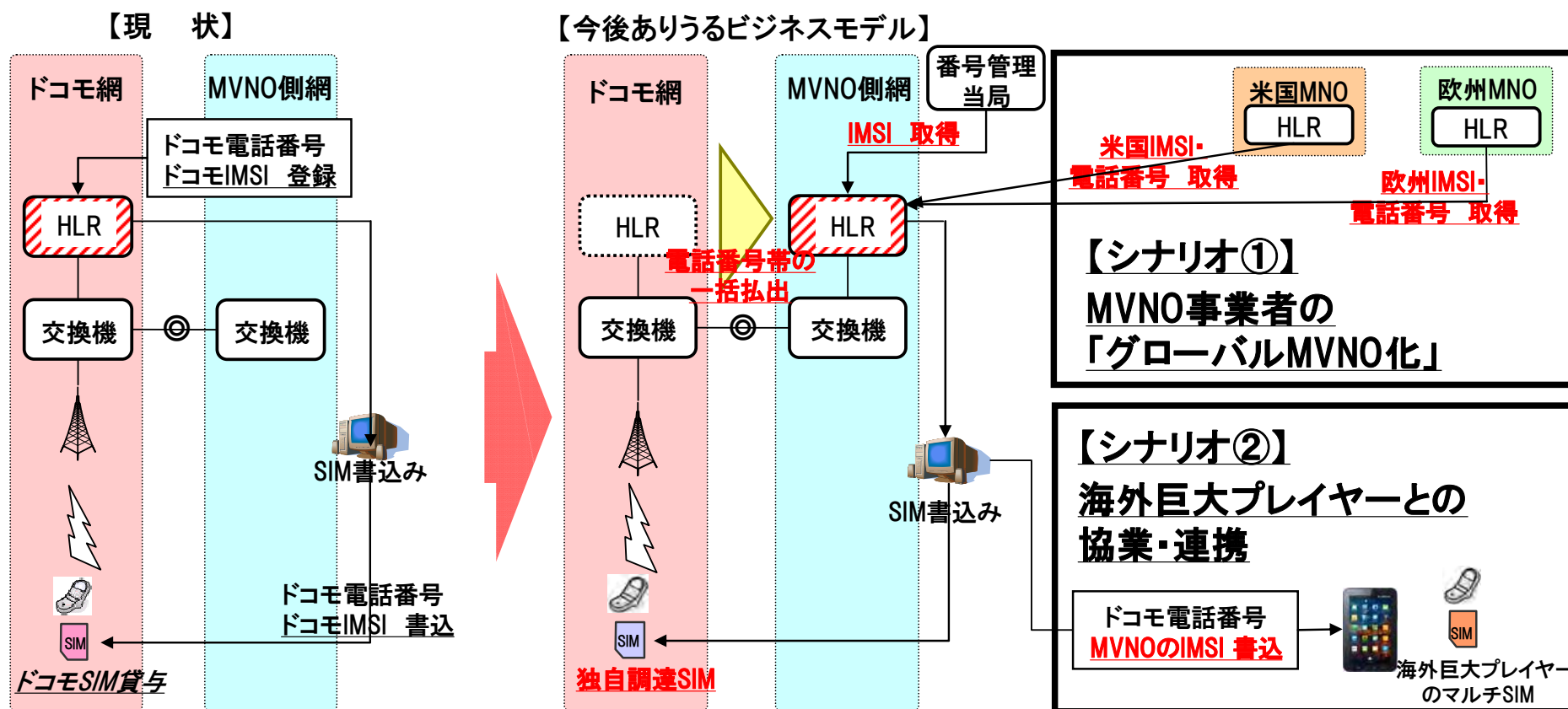


答申(案)					当社の考え方
					<p>のサービス展開ができることとなるが、それが果たして公正競争上問題ないと言い切れるのか疑問が残ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・以上より、全ての提供形態について、MVNO側が接続、卸のどちらでも申込みできるとする「画一的併用」を前提とした現行の整理は、見直しが必要であり、「義務の範囲」として捉えることが適切ではない形態やビジネスモデルについては、柔軟な合意形成や条件設定が可能な「卸」に位置づけることが現実的かつ合理的と考えます。</li> <li>・更には、このようなビジネスモデルを接続と位置づけた場合でも、予期せぬトラヒック増等へ対応しえず、全体的な品質劣化が想定されるケースについては、円滑な役務提供に支障が生じるものとして、そもそも接続拒否事由に該当すると位置づけることが妥当と考えます。</li> </ul> <p><b>◆MVNO事業化ガイドラインにより、MNOがMVNOより聴取できる範囲は極めて限定的にしか許容されていないことから、予期せぬ設備の逼迫や役務の円滑な提供への支障が懸念。MNOによるトラヒック管理が可能となるよう、必要な情報を聴取可能とした上で、事前に両者の協議により解決を図るスキームをガイドライン見直しにより明確化することが必要。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在MVNO事業化ガイドラインにおいて、MNOがMVNOより聴取できる範囲は極めて限定的にしか許容されていません。これは、MNOの相対的な交渉優位性を踏まえつつ、不公正な競争状態を未然に防止する観点で策定されたものと思われませんが、現在スマートフォンの普及に伴う、急激なトラヒック増加、それに対する設備対応が喫緊の課題となる中、前述①のような事態を想定すると、MVNEとして事業展開する場合や大量</li> </ul>

答申(案)					当社の考え方
					<p>のトラヒックが発生することが想定されるケースについてまで聴取禁止とすることはかえって設備の予期せぬ逼迫を招き、役務の円滑な提供に支障が生じるものです。</p> <p>・従って、ガイドラインにおける聴取の禁止事項は見直しが必要であり、MVNOとの接続にあたり、MNOが想定し得ないトラヒックの発生等により、ネットワークの品質維持に支障が生じる懸念を解消するためには、MNOによるトラヒック管理が可能となるよう、MVNOから事業計画、需要数、トラヒック予測等、MNOが必要とする最低限の情報を聴取可能とした上で、事前に両者の協議により解決を図るスキームをMVNO事業化ガイドライン見直しにより明確化することが必要と考えます。</p>

# 【参考12】HLRへの新規接続要求を契機とした「ダムパイプ化」の進展 NTT docomo

- ◆MVNO事業者が自社でHLR(Home Location Register)を保有することで、「IMSIの独自取得」「SIMの独自調達・独自作成」が可能となる。
- ◆これに伴い、MVNO事業者がMVNEとして、海外巨大プレイヤーやグローバルMVNO等と格段に協業し易くなることに伴い、当社の「ダムパイプ化」が進展する可能性。



答申(案)			当社の考え方
第2編 ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について	第3章 モバイル市場の競争促進	1 ネットワークレイヤのオープン化	<p>(3)MVNO 事業者の参入促進</p> <p>(P.107)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ネットワークレイヤーにおける事業が上位・下位のレイヤーから影響を受けることにより、MNOを中心とした垂直統合モデルは大きな環境変化に直面しているが、このような環境変化の中にあっても、モバイル市場全体の発展と利用者利便の向上が図られることが重要である。(略)</li> <li>・この点につき、接続の形態によるMVNOの参入を認めている現在の制度と「ダムパイプ化」との関係を指摘する意見があるが、上記のような新たな垂直統合モデルの出現・進展は、むしろ諸外国において先行して見られるものであり、技術やビジネスモデル等の革新が主たる原動力となっていると考えられることから、必ずしも我が国の現在の制度が大きな原因となっているものではないといえる。ただし、MVNOに関する現在の制度が「ダムパイプ化」の流れを促進する可能性があることを踏まえつつ、グローバルなMVNOの展開が見られる中で、我が国と外国との規制の差異が我が国の電気通信事業者に不利益をもたらすことのないよう留意する必要がある。</li> </ul> <p>◆<b><u>厳格な接続義務や禁止行為規制に起因し、MNOの成すべのないまま、「ダムパイプ化」が進展する状況は問題。</u></b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・諸外国と比較しても突出した厳格な接続義務や、諸外国には例がない非対称規制としての「禁止行為規制」といった規制に起因し、MNOとして、成すべのないまま、「ダムパイプ化」が進展する状況は問題と考えます。</li> </ul> <p>◆<b><u>TPP交渉、ICT通商原則合意等、グローバルな参入促進を前提とした枠組み検討が進められつつある状況下において、海外との片務的規制の存在は国益に支障を及ぼしかねないおそれがあることから、参加国間の制度的調和を図ることが一層求められる。</u></b></p> <p>◆<b><u>「ダムパイプ化」が急速に進展する結果、設備や品質維持に支障が生じ、ユーザ利便性や国際競争力に重大な支障が生じる。その懸念の解消を踏まえたガイドライン見直し、更には競争政策見直しに反映すべき。</u></b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一部報道によると、Google殿はMVNO参入を検討中であり、Apple殿もグローバルMVNOとの連携を視野に端末埋め込み型のSIMを開発中との状況が伝えられているところですが(参考13~15)、グローバルMVNOを展開する事業者においても日本市場の参入を企図している可能性が高いと判断されます。</li> <li>・そもそも日本においては、前述の通り、MNOに厳格な接続義務が課されているところですが、このように海外巨大プレイヤーのMVNO参入が「時間の問題」と考えられる中、内外非差別の原則を踏まえると、これらに対しても拒否はなし得ないものと考えます。</li> <li>・更にはTPP交渉、ICT通商原則合意等、グローバルな参入促進を前提とした枠組み検討が進められつつある状況下においては、海外との片務的規制の存在は</li> </ul>

答申(案)					当社の考え方
					<p>国益に支障を及ぼしかねないおそれがあることから、参加国間の制度的調和を図ることが一層求められます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海外との制度的調和が図られない場合、日本のMNOは海外巨大プレイヤーにとっての単なる「ネットワーク部材」の提供者として、「ダムパイプ化」が世界に先駆けて急速に進展する結果、設備や品質維持に支障が生じ、ユーザ利便性に多大な影響を及ぼすばかりか、国際競争力に重大な支障が生じることに繋がります(参考16、17)。</li> <li>・この点、答申(案)において、「(「ダムパイプ化」が)必ずしも我が国の現在の制度が大きな原因となっているものではない」としている点は、適切なものとは言い難いと考えます。</li> <li>・その上で、答申(案)において、「規制の差異が我が国の電気通信事業者に不利益をもたらすことのないよう留意する必要がある。」としていることについては、適切な政策判断として、ガイドライン見直しにおいて十分考慮すべきであり、今後の競争政策見直しに反映させるべきと考えます。</li> </ul>

## 【参考13】「グーグル、MVNOへの参入を検討中」との報道

(2011年9月23日 Mobile business briefing <GSMAの無料ニュースサービス>より一部抜粋)

スペインの報道機関によると、グーグルはMVNO開始に向けてスペインで試験を行っているとのこと。

Cellular Newsによると、スペインにいるグーグルの従業員には、グーグルブランドのSIMが供給されているという。これらは、試験目的でネットワークをまたがって動作するらしく、MVNO試験オペレーションを示す「グーグルES」に接続された端末の画像が公表されている。

**接続や課金による顧客とのつながりを強化するために、グーグルがMVNOビジネスへの参入を検討しているという報道はこれが初めてではない。**

同社とオラクルとの間のJava知的財産権紛争の一部として公表されたドキュメントによれば、MVNOオペレーションはアンドロイドの開発時に検討されたが、実現しなかった。

2007年にさかのぼると、グーグルが英国のO2UKと提携しMVNO市場への参入を計画していると示唆されたことがあった。しかしこの時点では、検索の大手事業者がそのウェブサイトを通じて販売を行うだけだろうと思われていた。

**スマートフォン・ユーザのために接続を提供する役割を担えば、グーグルは、顧客との間に課金関係を構築する上で優位に立てるだろう。**これは現在、アンドロイドマーケットに事業者課金サポートを追加することにより進行中である。これによりグーグルは、アップルのiTunes／App Storeの組み合わせに類似した、コンテンツ・アプリケーション用のシームレスな支払いオプションを提供できるようになるだろう。

(略) グーグルは位置情報を利用した検索やナビゲーション、写真共有を含めた彼らのコアなモバイルインターネットサービスの利用を促進する方法として、**魅力的なデータ通信料金を備えたグローバルMVNOを設立しようとしている可能性がある。**

(2010年10月28日 eWEEK.com 報道)

AppleがSIMカードメーカーのGemaltoと協力して、iPhone用の特別なSIMカードを開発していると、Gigaomが10月27日に伝えた。

この埋め込み型SIMカードがあれば、顧客はAppleから直接(店舗でもWebでも)iPhoneを購入して、購入時に携帯キャリアを選択できる。

AppleがSIMとアクティベーションを提供すれば、顧客はキャリアではなく、Appleに連絡して手続きすることになる。そうなればキャリアの影響力や、2年契約による売り上げ保証もかなり減ることになる。顧客にとっては選択肢が増え、Appleにとっては売り上げが増える。

「GoogleのNexus Oneと違って、顧客はWebで手続きしなくても、Appleストアに行って実機を確認でき、Genius Bar(Apple Store内にある技術サポートデスク)でアクティベーションできる」とTechnology Business Research(TBRI)のアナリスト、ケン・ハイヤーズ氏は語る。「このやり方は米国でうまくいくと思う。業界を変えるだろう。今はキャリアが携帯電話の流通を押さえているが、Appleには市場を変える影響力がある」

携帯電話メーカーは従来ソフトメーカーと協力してきたが、Appleは端末とソフトの両方を提供し、支配するという手段をとった。今キャリアが演じている役割を受け持つというのは、iPhoneのエコシステムのすべての面を支配するというAppleの決定に沿っている。

## 【参考15】「Appleが“仮想SIM”に係る特許を申請」報道

(2011年11月3日 Patently Apple報道)

2011年11月3日、米国特許商標庁は、アップルからの特許出願を公表した。これにより**アップルが仮想のSIMカード(Virtual SIM Card)により作動する将来のiPhoneの開発に取り組んでいる**ことが明らかになった。

アップルは、ユーザが**SIMカードを必要とすることなくワイヤレス・ネットワーク・サービスを購入できる**ようになることが望ましいだろうと述べている。

アップルによれば、仮想SIMへの転換は、今までにない薄さの、驚くほどに美しい次世代iPhoneを実現しつつセキュリティを改善するとのこと。

(2011年11月4日 Telecom News Bulletin 報道)

出願された特許は、NFCの技術に統合される仮想SIMカードが、将来のiPhoneにどのように使用されるかを示している。2010年10月、アップルが、ユーザによるキャリア切り替えをサポートする仮想SIMカードの実験を行っていたことが報道された。また、ユーザが望むあらゆるネットワークを選択するためのキャリア選択アプリ開発の可能性も報道されていた。

今回公表された特許では、アップルが**将来のiOSに、カスタマイズされたSIMカードを導入する計画**をよりよく知ることができる。アップルは、**製品を販売するために小売業者や直営店を利用**ことができ、**キャリアとの関係をなくす**ことができる。



【参考16】海外巨大プレイヤーがHLRを所有してMVNO参入した場合の「ダムパイプ化」の進展

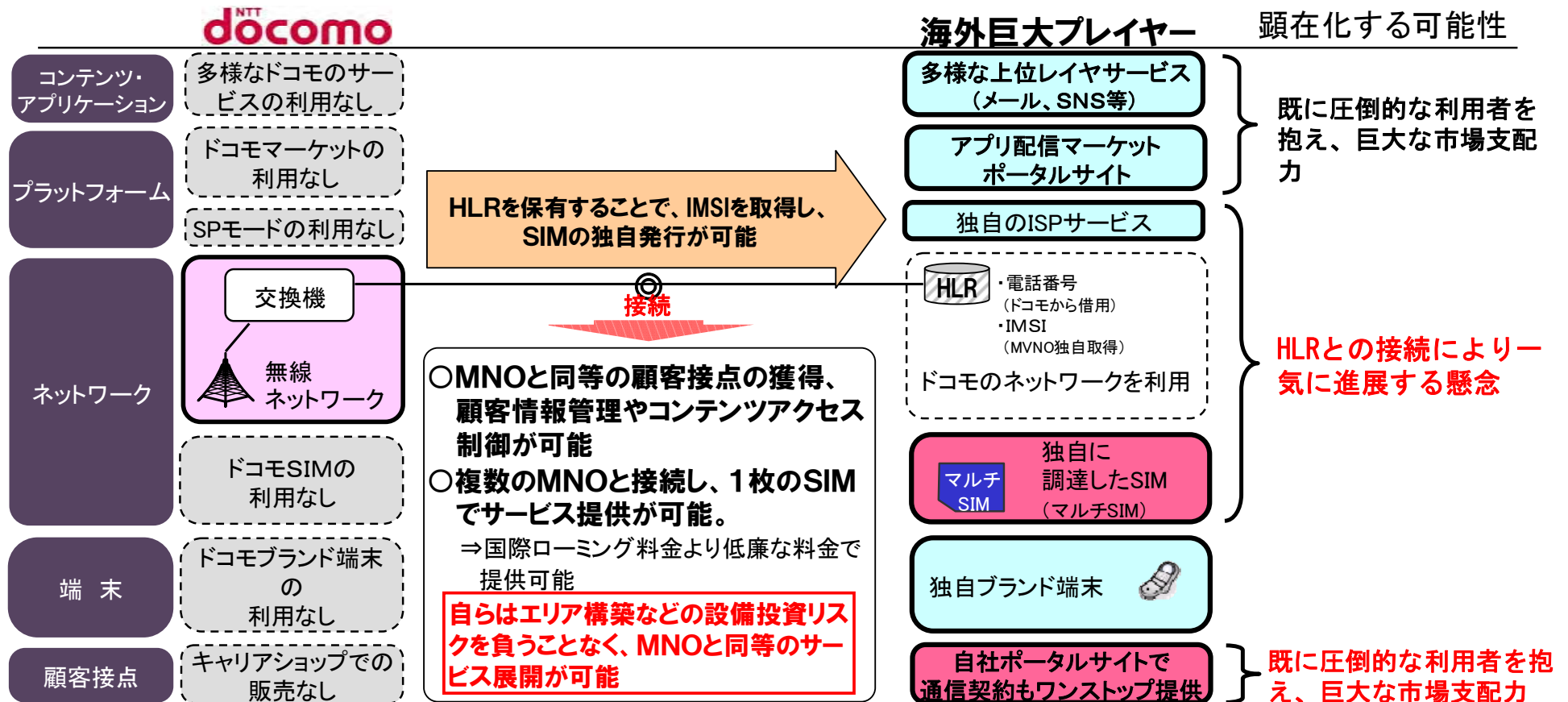


- ◆ MVNOのHLRとの接続が容認される事態になれば、例えば上位レイヤにおいて圧倒的な市場支配力を持つ海外巨大プレイヤーがMVNO参入したケースを想定すると、以下のとおりドコモのネットワークの「ダムパイプ化」が一気に進展。
- ◆ 2015年には当社の営業収益は6,500億円の減、2,500万回線が「ダムパイプ化」するものと想定※。

○: 利用者への(役務等)提供主体

■: HLRを所有することで展開可能

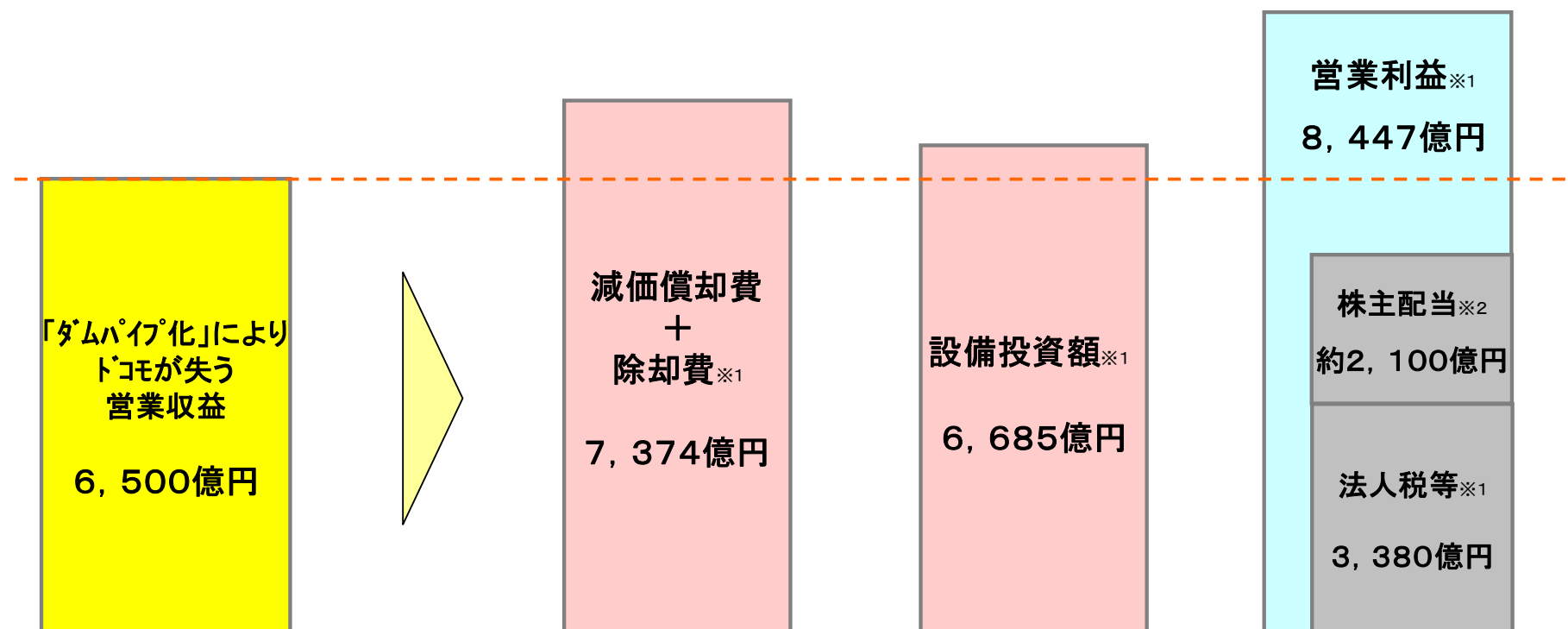
□: HLRを所有せずに展開済み、または展開可能



※(1)ドコモの無線通信市場(携帯端末)におけるシェアを48%、通信モジュール・M2M市場におけるシェアを46%と仮定(いずれも2011年9月末累計値より)  
 (2)「2015年までに情報通信市場で起こること」(2010年NRI)を参照

## 【参考17】「ダムパイプ化」によるユーザ利便性への支障

◆「ダムパイプ化」によりドコモが失うと想定される6,500億円の営業収益は、設備投資額や減価償却費等と同等規模であり、仮に失うこととなれば事業展開への影響、ユーザ利便への支障が懸念。



※1 2010年度決算データ

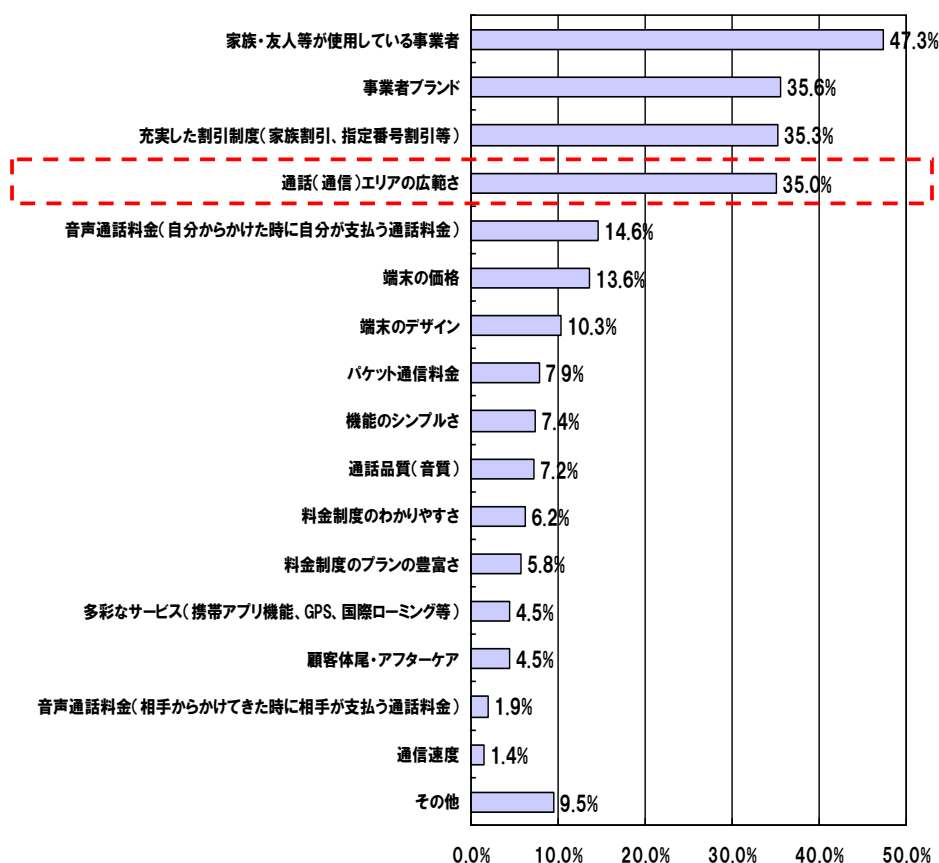
※2 株主配当については、2010年度に支出した額

答申(案)			当社の考え方
第2編 ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について	第4章 線路敷設基盤の開放による設備競争の促進	4 鉄塔等の一層のオープン化	<p>(2)ローミングに関するルールの在り方</p> <p>(P.126、127)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・MNO による他の MNO 網の利用については、2009 年の接続ルール答申において、次のとおり整理を行っているところである。</li> </ul> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・しかしながら、あくまでも MNO は自らネットワークを構築して事業展開を図ることを原則とする以上は、両当事者が合意していない場合にまで、積極的にその促進を図るべきものとするについては、慎重に判断することが必要である。このため、上記の接続応諾義務の範囲を超えて、一般的にローミングを義務付けることについては適当でない。</li> </ul> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・この接続ルール答申における整理は、現時点において変更すべき特段の事情は存在せず、引き続き維持することが適当である。また、スマートフォン等の急速な普及に伴い、周波数のひっ迫が今後一層課題となることが見込まれる中で、モバイル分野における設備競争の重要性は更に増していくと考えられることにも留意が必要である。</li> </ul>

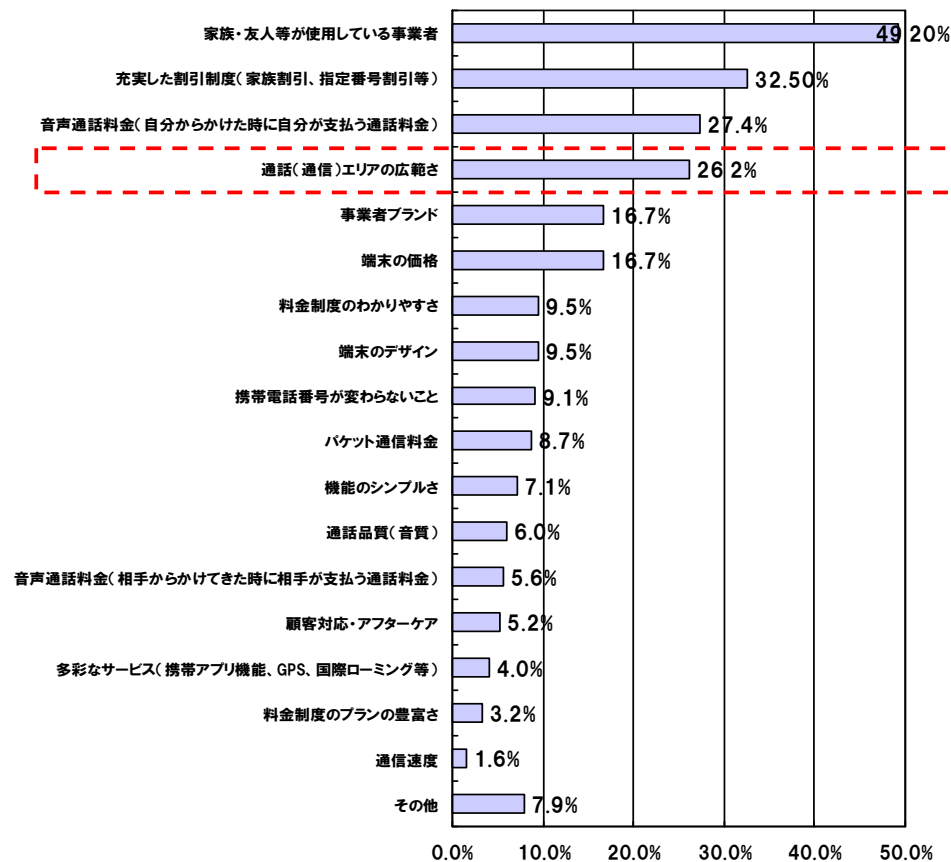
# 【参考18】携帯電話事業におけるエリアの重要性について

◆ 1/4以上のユーザは、現在加入しているキャリアおよびキャリア変更を行った際に重視した点として、「エリアの広さ」を挙げている。

### 現在加入キャリア選択時の重視点



### キャリア変更時の重視点



(出典)平成21年度電気通信サービスモニターに対する第1回アンケート調査結果(総務省)

※ 選択肢17項目から3項目を複数選択。総務省が公募した電気通信サービスモニターに対する郵送アンケート、2009年11月～12月実施。調査エリアは全国 991サンプル。

答申(案)			当社の考え方
第2編 ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について	第4章 線路敷設基盤の開放による設備競争の促進	4 鉄塔等の一層のオープン化	<p>(2)ローミングに関するルールの在り方</p> <p>(P.127)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害等の緊急時におけるローミングについては、ユーザ利便性の観点から望ましいという見解がある一方で、想定外のトラヒック増による輻輳の発生を招くことから、設備の増強が必要となるものであり、それに伴い面的エリアカバーの遅れや復旧現場の混乱を招く可能性があるという見解もある。したがって、現時点においてその義務化を行うことは適当ではなく、当事者間の協議を通じ、このような課題の解決が図られるものであるかどうかを注視すべきである。</li> <li>(略)</li> <li>・(略)接続ルール答申において、緊急通報に限定したローミングについて、他MNO網によるローミングが可能となることが望ましいと考えられるとしているところであるが、このようなローミングは現時点においても実現していない。このため、110番、119番等の緊急通報に限定したローミングの早期の実現に向け、接続ルール答申に掲げられた課題も含めて検討を行う場を早急に設けることが適当である。</li> </ul> <p>◆大規模災害等の緊急時ローミングは、ネットワークの応急復旧に面的エリアカバーを最優先する取り組みが求められ、容量的に余裕のある復旧などなし得ない状況下で、想定外のトラヒック増による輻輳の発生やそもそも容量的に余裕のあるエリアを特定することが困難である等の問題があることに加え、方式の違いにより全携帯事業者の取り組みとはなり得ないことから、答申(案)において、義務化は適当でないこととされたことに賛同。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害等の緊急時におけるローミングの実施は、想定外のトラヒック増による輻輳の発生を招くことから、設備の増強が必要となるものであり、それに伴い面的エリアカバーの遅れや復旧現場の混乱を招く可能性があるものです。</li> <li>・今回の震災の復旧の例においても、応急復旧したネットワークは衛星やマイクロエントランスの活用により容量が少ない場合が多く、加えて山頂などの基地局による大ゾーン方式によって、従来複数局でカバーしていたエリアを1局でカバーするなどの対応を実施するなど、故障、損壊した多くの設備について、面的エリアカバーを最優先する取り組みが求められ、容量的に余裕のある復旧などはなし得ない状況です。</li> <li>・また、刻一刻と変化するトラヒック状況を勘案すると、容量的に余裕のあるエリアを特定することも困難です。</li> <li>・更には、方式の違いによりKDDI殿とはローミングが実施できないことから、大規模災害時等の緊急ローミングは全携帯電話事業者の取組みとはなり得ません。</li> <li>・以上から、まずは当社をはじめ、各社が平常時から災害に強い設備構築などに前向きに対応することが求められ、災害発生時には各社の責任のもと自社の設備復旧に全力を尽くすことが、「国民、被災者」の利益に</li> </ul>

答申(案)					当社の考え方
					<p>つながる唯一の解決手段であると考えられることから、答申(案)において、大規模災害等の緊急時におけるローミングは、現時点において義務化を行うことは適当ではないとされたことに賛同するところです。</p> <p><b>◆緊急通報に限定したローミングは、国民の生命、安心安全の確保にも資するものとして一概に否定されるものではなく、実現に向けた協議の場を設けることに異論はないが、緊急機関から発信者に呼び返しが出来る仕組みが必要となるなど各種課題があることに加え、方式の違いにより全携帯事業者の取組みとは成り得ないことを踏まえ検討する必要がある。</b></p> <p>・緊急通報に限定したローミングについては、国民の生命、安心安全の確保にも資するものと考えられることから、一概に否定されるものではなく、実現に向けた協議の場を設けることに異論はありません。</p> <p>但し、検討にあたっては下記を踏まえる必要があります(参考19)。</p> <p>①法令上、緊急機関から発信者に呼び返しが出来る仕組みが必要であることに加え、自動ローミングに対応した端末の開発、取替移行など各種課題の検討や実施した場合の有用性の検証などに一定の期間が必要であると考えます。</p> <p>②緊急通報に限定したローミングを実現するための開発費のコスト負担をどうするか整理が必要であると考えます。</p> <p>③上記課題に加えて、そもそも方式の違いによりKDDI殿とはローミングが実施できないことから、全携帯事業者の取組みとはなり得ないという課題もあります。</p>

# 【参考19】緊急通報ローミングの課題

課題

- ① 法令上(事業用電気通信設備規則第36条の6 第2号)緊急機関から発信者に呼び返し出来る仕組みが必須である。緊急機関からの呼び返し呼は一般固定電話からの通話であり、当該固定電話からの着信を可能とする場合、当社の全国ネットワークへの対応を行うための多大な開発費等が必要となる(数十億円規模と想定)
- ② 上記呼び返し呼にかかる運用においては以下の対応が必要となる。
  - ・ 緊急機関から呼び返しを行う電話番号の報告が必須
  - ・ 上記電話番号を当社ネットワークに設定
  - ・ 電話番号の追加・変更等、維持管理を継続的に実施
- ③ 緊急通報を自動ローミングする場合、新たに端末を開発した上でユーザーに提供する必要があることから、**全ユーザーに利用可能とするのは現実的に困難**と考えられる。
- ④ 実現のための**開発費コスト**について、負担の在り方の整理が必要。
- ⑤ なお、そもそも、方式の違いによりKDDI殿とはローミングが実施ができないことから、**全携帯電話事業者の取組みとはなり得ない**。

## ◆緊急通報の仕組み

